

平成24年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成24年6月7日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 常任委員会議案付託
- 第 3 常任委員会請願付託
- 第 4 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
- 追加日程 議案第7号、議案第8号直接審議（先議）
- 日程第 2 常任委員会議案付託
- 日程第 3 常任委員会請願付託
- 日程第 4 常任委員会陳情付託

出席議員（22名）

1番	大塚 祐 司	2番	飯 嶋 正 利
3番	宮 澤 芳 雄	4番	太 田 將 範
5番	伊 藤 保	6番	島 田 和 雄
7番	平 野 忠 作	8番	伊 藤 房 代
9番	林 七 巳	10番	向 後 悦 世
11番	景 山 岩三郎	12番	滑 川 公 英
13番	嶋 田 哲 純	14番	柴 田 徹 也
15番	木 内 欽 市	16番	佐久間 茂 樹
17番	日 下 昭 治	18番	林 俊 介
19番	嶋 田 茂 樹	20番	高 橋 利 彦
21番	林 正 一 郎	22番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	多田哲雄	病院事業 管理業者	吉田象二
秘書広報課長	伊藤浩	行政改革 推進課長	林清明
総務課長	加瀬寿一	企画政策課長 兼被災室長	米本壽一
財政課長	加瀬正彦	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	斉藤馨	環境課長	大木多可志
保険年金課長	石毛健一	健康管理課長	高山重幸
社会福祉課長	渡辺輝明	子育て 支援課長	佐久間隆
高齢者 福祉課長	石井繁	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	大久保孝治	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	加瀬喜久
会計管理者	宮應孝行	消防長	佐藤清和
水道課長	新行内弘	病院事務部長	菅谷敏之史
病院経理課長	鈴木清武	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	菅谷充雅	生涯学習課長	高野晃雄
体育振興課長	野口國男	監査委員 事務局長	馬淵一弘
農業委員会 事務局長	加瀬恭史		

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（林 俊介） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第14号までの14議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 議案第1号の補正予算書の中の10ページの消防費についての委託費ですね、12番の委託料のもうちょっと詳しい内容を教えていただきたいと思います。

それから2番目のほうのやはり測量委託料ですか、この詳しい内容をお示し願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは私のほうから、13節委託料、津波対策詳細検討支援業務委託料についてお答え申し上げます。

まず、委託料の中身の前段にですね、まず今回補正に提案いたしました災害に強い地域づくり事業、この事業そのものなのですが、これは旭市復興計画における都市基盤の再生や災害に強い地域づくりについては、国土交通省の都市防災総合推進事業のうち被災地における復興まちづくり総合支援事業の交付金事業対象に該当いたします。これらの関係から財政面で有利な事業となることから、今回補正を提案いたしました。この交付対象事業は、復興のための事業計画の策定や避難施設等ハードの整備に関するものがこの対象とされております。

その業務委託料でございますが、ただいま申し上げました事業計画策定に関するものでございまして、津波に対するまちづくりに必要な計画、いわゆるハード対策を行うための具体的な計画をつくるため、そのための委託料を盛り込んだものでございます。内容はこれら施設等の整備に必要な、まずは津波避難道路の詳細な検討、また津波避難施設等の詳細な検討、避難所等設備の検討等となります。

まず津波避難道路詳細検討は、その路線選定に必要な調査、計画、事業費等の算出を行います。津波避難施設等詳細検討は、避難ビル、避難タワー、築山等の施設等にその整備に必要な事項を検討します。避難所等設備の詳細検討は、防災備蓄倉庫、防災井戸、それらの設備の整備についての検討をそれぞれ細かくやっていきます。

これらの検討を経て、それぞれ施設の配置やその整備水準、それらを定めていく、そのような業務委託を予定しております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

同じく10ページ、災害対策費の説明欄2、市街地液状化対策事業にかかわる調査・測量委託料についてお答え申し上げます。

本市では今回の東日本大震災によりまして、市内全体では874ヘクタールの区域にまたがりまして液状化現象による大きな被害があったわけでございます。このうち道路等含む市街地の面積は537ヘクタールの区域に及んでおりまして、この区域内の住家としては768戸の世帯に甚大な被害を受けたものでございます。このような状況下におきまして、今般、国の復興交付金制度を活用いたしまして、これらの被害を受けられた地域における液状化の実態を把握するとともに、今後の再液状化による災害の発生に対応するため、道路等の公共施設と隣接する宅地等との一体的な液状化対策を推進するために調査を行うことといたしたものでございます。

この調査の主な内容でございますが、まず液状化のありました道路等の公共施設並びに住宅地等における液状化による被害の実態調査を行ってまいります。そして次にこれらの資料を基にいたしまして、専門家や有識者等による液状化対策検討委員会を立ち上げまして、液状化対策への対象事業地区の絞り込み作業を行ってまいります。

ここまでが本年度の事業予定でございます。新年度には絞り込んだ対象地区におけるボーリング調査等による地盤特性の整理を行うとともに大地震時における液状化の予測図を作成

をいたしまして、市民に公表したいというふうに考えてございます。

またこれと並行いたしまして対象地区の第2次、最終の絞り込み作業を行ってまいりまして、対象地区における液状化対策の工法の選定や具体的な対策事業費の算定などを順次行ってまいります。

なお、事業期間は2か年の継続事業でございまして、全体事業費は1億300万円を予定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

両委託料なんですけど、これはいつごろまでに結論を出していくものなんでしょうか。実際には早急にやっていただきたいと思いますが。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） まず津波対策詳細検討支援業務のほうですが、これは議決いただきましたら、その後、早速準備にかかりまして、こちらは今年度いっぱいを考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

今般の液状化対策事業につきましては、かなり専門的な分野が多うございます。私どもとしては議決をいただいたのちに今後、こういったものの中で、プロポーサル方式による契約を考えてございまして、9月ごろまでには契約の相手方を決めたい。その後、順次作業を進めていくとこのような予定でございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号の9ページ、「がんばろう！旭」復興支援事業の関係で、説明欄13委託料ですか、これが公演等委託料890万円、この具体的な内容。

それから19、負担金補助及び交付金、「がんばろう！旭」復興支援補助金の1,000万円の具体的な内容。

それからあと10ページですか、10ページの災害に強い地域づくり事業の中で、15工事請負費、津波避難施設整備工事413万3,000円、それから17の公有財産購入費、土地購入費480万

円ですね、これらが計上されてますが、この土地の購入する場所が決まっているのか。またそれから工事請負ではこの整備工事どの辺までやっていくのか。

それから11ページ、説明欄15ですか、放課後児童クラブ室建設事業ですね、この中での15工事請負費、児童クラブ建設工事3,140万円ですか、この具体的な内容についてお答えいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは9ページ、13節委託料の公演等委託料890万円について初めにご説明申し上げます。これは公演に至った経緯も含めましてご説明したいと思います。

昨年8月、プロ歌手によります「演歌キャラバン隊」という方々が被災者を元気づけようと旭市を訪れました。で、復興コンサートを開いたんです。そのときに800人の方々が来場しまして大きな勇気と感動をいただいたというものでした。

当コンサートの出演は坂本冬美さんという演歌歌手ですけれども、それを中心としたものでありまして、観覧希望者が多くて抽選に漏れてしまった方が参加された方よりもさらに多くて895人も抽選に漏れた方がおった、こういう経緯がございます。このため、あの感動をもう一度という意味を込めまして、10月に東総文化会館で旭市の復興イベントとしてその坂本冬美さんの1日2回の公演を企画した、その公演委託料でございます。この公演を通じ、活力ある旭市の復興を皆で実感し、外部に向けて旭市の元気を発信することができればと考えております。

なお、この当該費用の原資としましては「がんばろう！千葉」市町村復興交付金を充てるものでございます。

同じく9ページです。

19節の負担金補助及び交付金1,000万円につきましてご説明を申し上げます。

これは夏のイベントであります「旭市七夕市民まつり」「いいおかYOU・遊フェスティバル」「あさひ砂の彫刻美術展」において、先ほどと同じく「がんばろう！千葉」市町村復興交付金を原資として、これらのイベントに震災からの復興への思いと元気を込め、よりにぎわいと活力が感じられるイベントとするための新たな工夫が盛り込まれることとなっておりますので、実行委員会へ補助を行うものでございます。

さらにこの1,000万円の中には補助金としまして、旭市復興計画に掲げ、現在検討中でま

だあるんですけども、8月に新たな2つの事業も計画しております。

これは具体的にいいおかみなと公園で1か所、矢指地区で1か所という、そういった新たな復興イベントを企画してますので、その補助金にも予定しております。

さらに首都圏を中心として170の駅への旭の夏季観光ポスターの掲示も予定しております。これらの取り組みを支援することで旭の観光の活性化と市民の復興への高揚が図られればというふうに考えておるものです。

以上です。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは私のほうから、10ページの工事請負費413万3,000円、それと公有財産購入費480万円の関係についての質問でございます。

まずはその土地が決まっているか、工事どの辺までというお話に対するお答えです。これにつきましては、避難タワーの工事請負費と公有財産購入費、これを計画したものです。

まず、その土地の関係ですが、避難タワー、現段階では場所は確定しておりません。飯岡地区に1か所、旭地域に1か所、今の段階はそこまでになっております。今、選定中って言ったほうがよろしいかと思いますが、それで今、選定中っていう状態なんですけど、まだ確定してないんですが、その設置場所につきまして私有地を買って出る、こういうことを想定した場合の公有財産購入費として480万円を見込みました。これはおおむね1か所200平米、それを2か所として見込んだものでございます。

それと工事もその辺、確定して、土地、市有地どこかできるか、それとも私有地を買って出るかになりますが、それらが済んでから初めて工事になります。工事も今の段階でどの辺までできるか、まだ確定できませんが、なるべく早い段階をと考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、放課後児童クラブの建設工事につきまして具体的な内容をお答えさせていただきます。

本年度につきましては、共和小学校での整備を予定しております。建坪につきましては約40坪ということで計画をしております。

中のほうなんですけどもいわゆる生活室、子どもたちがいろいろと活動する部屋のほうなんですけども、この広さが大体、約88平方メートル。それからあとその他ですね、いわゆるその玄関とか男女別々のトイレとかですね、あるいはその障害者用のトイレあるいは湯沸し

室、静養室、こういったものを併せまして約40坪ほどを予定しております。そういうことでございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 回答漏れました。すみません。

工事請負費413万3,000円の中身のことを今、言いませんでした。

避難タワー2基につきましては、当初予算で7,000万円計上してございます。それに今回の補正では、それに関連するものといたしまして、ソーラーパネルの照明灯2基、その他付帯設備、それを想定しまして、この金額を見積もったものでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 9ページの公演の関係ですが、まず歌手の坂本冬美が来て、約800名が集まったということで、あれだけの名前の売れた歌手であれば、かなり集まると思うんですが、そんな中で再度それをやるということですが、1回目、被災者がどのぐらい入ったんですかね。その1回目の被災者の人数ですか、入場者の人数ね、それから2回目開催するときにはどういう人を対象に入場を認めるのか。

それから、次に同じく9ページの「がんばろう！旭」の復興計画。砂の彫刻とか、そういうものにも出していくということですが、今年はそうしますとかなりそれらの予算が大きくなると思うんですが、そういう中でそれを果たしてその組織が予算を使い切れるのかどうか。

それから10ページの災害に強い地域づくりの中で、200平米程度を2か所購入するというところでございますが、そういう中でまだ土地がどこにするかわからないということですが、避難施設となれば、あまり海岸近くということはないと思うんですね。そうなった場合、概略どの辺に現状想定しているのか。

それからあと、共和小学校に放課後児童クラブ、約40坪で建設するということですが、今、子どもの数が減っていて、どこの学校も空き教室がかなりあると思うんですね。そういう中で共和小学校には空き教室っていうのが全然ないのか。そういう中で建設するのか、その辺をお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは再質問、9ページの委託料、公演等

のその委託料でございます。で、質問は2点あったかと思えます。

第1回目、去年の8月のこのイベントには被災者どのくらい集まったのかということでございます。これは結論としましては800名すべてが被災者であったと。去年は800名が集まりましたという報告は、これはすべて被災者でありました。2,000世帯の方に手紙を差し上げてまして、それだけの方が集まったというのが結果です。

それから2点目、今度はじゃあどういう人を対象にしますかというご質問でございました。それはもちろん被災者にも声かけますけども、さらに今回は1日に2回公演やりますので、被災者以外の方もどうぞというふうにもっていかうかなというふうに思っております。

それから1,000万円の補助金の関係です。同じ9ページの補助金の関係です。まつり等に使うわけだけでも、予算使い切れるのかどうかというご質問でございました。これは先ほどまつり3つ、七夕、YOU・遊、それから砂の彫刻、3つと新たなイベントも2つ加えまして、さらにポスターを駅にということの事業で6事業を考えて1,000万円ということでありまして。ですのでこれはその予算を使い切れるのかな、あらかじめその商工観光課とも今、打ち合わせしておりますので、そのめどがたっておりますので答えさせていただきます。

以上です。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、避難タワーの設置場所、どの辺かというお話の回答です。避難タワーそのものは、これは本当に極めて、もう緊急的な避難施設という考え方でつくってあるものです。とにかく海岸近くにおいて、例えば大津波がくる、20分、30分あるとしてもまずは逃げれる人は遠くへ逃げていきます。本当の逃げ遅れた方といえますか、その方を対象に設置場所も考えたいと思っております。ということで、それぞれ旭地域、飯岡地域1か所ずつ想定する避難タワーにつきましては、飯岡一宮線沿いを基本に今、想定しているところであります。

以上です。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、共和小学校の空き教室の状況でございますが、まずは共和小学校のほうでございますが、今、児童数が298名ということでございまして、市内で4番目の大きさの学校でございます。

それでまずは子どもの推移をみますと一応、0歳児まで今のところさかのぼりますと特に共和地区、新町地区につきましては大きく減ることはございません。微減という状況がござ

います。ということで、すべての学年が2学級ずつという状況でございまして、これは今後とも5年間につきましては少なくともずっと2学級でいくという状況でございます。学校の施設につきましてですが、そういう状況の中でありまして、いわゆる空き教室はございません。普通教室以外でさまざまな教室がありますが、これにつきましてはすべていわゆる図書室、理科室、図工室という形でございまして、いわゆる今のところ共和小学校につきましては、現状ではその空き教室がないということと、今後も児童数が大きく減らないということでございます。

また現状では、共和小学校につきましては非常に多くの子どもたちが学童に行っているという状況の中で、非常にいわゆる市内で一番この狭い中で、一応活動しているという状況でございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 9ページの「がんばろう！旭」の関係で公演の委託料ですか、今度は被災者以外、一般の方も入れるということですが、その選定方法は現在決まっているのか、その辺お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは9ページの委託料です。観覧される方の選定方法は決まっておるのかということのご質問です。

今、決めているのはチケットを販売して、それを購入していただきますので、間口を広くして観ていただこうかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○12番(滑川公英) この炭酸ナトリウム過酸化水素付加物っていうのはどのくらいの市内で流通量があって、取扱業者がどのくらいいるのか。その危険性というこの3点について、もうちょっと詳しく説明を願いたいと思います。

○議長(林 俊介) 消防長。

○消防長(佐藤清和) それでは、お答えいたします。

炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を主成分とする製品には漂白剤、除菌剤などがありますが、国内で生産されている製品は非危険物であり、危険物には該当しません。しかし、過熱や火災等の熱により分解して酸素を発生し、火災を拡大させる恐れがある製品であります。

ご質問の市内の流通量であります。新旧対照表の8ページをお開き願います。

下段になりますが、附則第6条において、新規対象のうち表示に関する規定については、平成25年12月31日までの間は表示することが義務づけられていませんので、現在のところ市販されている商品に含まれている量については不明であります。

○議長(林 俊介) 滑川公英議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○12番(滑川公英) では、5,250円の範囲において管理者が徴収するという事なんですけど、時間外についてですね。これについての試算というのは、例えばこれが中央病院とし

て増収になるのかそれともマイナスになるのか、患者を制限する効果がどのくらい出るのか。

2番目については、8,000円を1万円ということですが、これ少子高齢化で子育て支援に反するようなことであるのではないかと思うんですが、その辺は行政として新生児に対する応援は、これはこれでいいでしょうけれど、どのようにしていくんでしょうか。

その1番2番についてお答え願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それではお答えいたします。

まずは時間外選定療養費についてですが、これにつきましては、私どもとしてはあくまでいわゆるコンビニ受診等の抑制を制限するというところでございますので、増収効果というものについては大きな期待はしておりません。あくまで抑制を図ってまいりたいという趣旨のものでございます。では、どのくらいかということなんですが、これにつきましては明確なですね、あれはないんですが、レセプト等でどのくらいの方が診療だけで具体的な処置とかがなくて帰っていらっしゃる方を見ますと、おおむね2割ぐらいの方が特別な処置等なく、お帰りになっている方がいらっしゃいますので、そういった方がやはり効果としてあらわれるのではないかというふうに考えております。

もう1点、新生児保育管理料についてですが、これはあくまで高齢出産が増加している中で新生児に対するリスクも増加しております。こうしたリスクを最小限に抑えるために検査項目を追加したり、新生児科の専門の医師の診察を充実する等のサービスの向上を図るものでございまして、あくまで病院といたしましては充実したサービスに対する適正な対価ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 時間外選定療養費につきましては、これはコンビニ救急を制限するというので、そういうようにオープンにしたほうがいいんじゃないかと思うんですけどね。今なんでも救急で行っちゃうと、で、実際には救急で行っても、自分らで行ったら4時間も5時間も待たされるっていうそういう状態なもので、これははっきりもうちょっと強くうたっていないと中央病院のその医療体制にも影響すると思うんで、アナウンスはすべきではないでしょうか。この議会の中だけでなく。そう願いたいと思いますが。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） しっかりとした周知を図っていくべきではないかというご質問だと思いますが、私どもその今回のねらいがあくまで抑制ということですので、議員おっしゃいますようにやはりしっかりとした広報を行っていくべきだと考えております。そのため今回の議案でこの部分につきましては施行をですね、8月1日を私どもとしては予定をさせていただきます。

議会のご承認をいただいた後で関係する市町村の広報等でしっかりとですね、広報行ってまいりまして、8月1日からこれを適用していきたいというふうに考えております。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第6号について何点かお尋ねをします。

まず、この時間外選定療養費というものはどのようなものか。またこれは保険は適用になるのか。

2点目としては、時間外選定療養費は一律5,250円なのか、それともまたこの患者の重い軽いですね、例えば風邪みたいなすぐ帰ってもいいよ、それから入院につながるもの、それらについては個別に料金を設定するのか、つまり差をつけるのかですね。

それから3番目として、平成23年度の救急外来数の市内、市外の人数。

それから次に4点目に救急外来の入院の時間外入院の市内、市外別の人数。

それから5番目として時間外選定療養費を定めることによって医療収入に収益の見込みはどうかというふうに計算しているのか。つまり、救急で来たのがそのまま入院になれば、これは収益にかなりのメリットがあると思うんですね。そういう中でこれを定めることによってどういう収益に影響がでてくるのかその辺をお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは5点のご質問だったと思いますのでお答えいたします。

まず1点目の時間外選定療養費はどのようなものかということと、保険の適用になるかということですが、時間外選定療養費は緊急性の高い患者や入院治療が必要な重症な患者を優先するために、緊急性の必要のない軽傷者から選定療養費をご負担いただくことによって、いわゆるコンビニ受診といわれるようなものを抑制していくことから設定をしたい

と考えているものでございます。

この料金は時間外加算分の保険点数の代わりに算定するというものでございますので、この料金に関しましては保険適用にはなりません。

2点目の時間外選定療養費は一律5,250円になるのかと、また個別に設定するのかというご質問でございますが、この選定療養費の金額の設定につきましてはいわゆるコンビニ受診を抑制するという制度の性格がありますので、やはり先ほどございましたように、やはりしっかりと広報を図って行って、分かりやすい制度にするということも必要かと思っておりますので個別の設定ではなく混乱の生じないよう一律の5,250円で運用してまいりたいと考えております。

3点目の平成23年度の救急外来数の市内、市外の内訳人数でございますが、23年度の救急受診者数は全体で5万9,905人ございました。このうち市内が2万248人、市外が3万9,657人で市外が66.2%を占めております。

4点目の救急外来の入院の時間外入院の市内、市外別の人数ということでございますが、23年度の救急の時間外の入院総数は3,999人ございまして、このうち市内の時間外入院が1,099人、市外の時間外入院が2,900人ございました。

最後に5点目の時間外選定療養費を定めることによる医療収益の見込みということでございますが、時間外選定療養費はあくまでこれまで健康保険の対象とされておりました時間外の加算分を自己負担していただくことによって抑制を図ってまいろうとする制度でございますので、軽傷者の受診を抑制するということを主眼にしておりますので、私ども病院としては増収としての効果は、この選定療養費を制度化することによって増収ということについてはほとんどないものと考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、今の答弁で、時間外選定療養費は患者の病状重い、軽いはもう全然関係なく全部一律ということですね。

そういう中でかなり患者がいるわけ、約6万人、5万9,000人ですか、5万9,900人、約6万人ですね、そういう中で市内、市外の患者。中で特に市外が多いわけでございますが、先ほど滑川議員の質問に対して、どういうふうに周知徹底させるんだということがありましたが、具体的な答弁になかったんですが、じゃあ、それがまだ決まっていなければ結構ですけど、市内にはどういうふうに周知徹底させるんだ、それから市外はどういうふうにするんだ

という概略の考えでもあれば、それについては答弁いただきたいと思います。

それからこの時間外選定療養費ですか、県内ではいくつの病院が導入しているのか。また、この近隣の病院ではどこが導入しているのか、それによって患者ですか、救急患者がどういうふうになっているのか。

それから先ほどこの時間外選定療養費を定めることによって医療の収益の見込み、これについてはちょっと私の質問と乖離があったんですが、結局これによって救急患者が入ってきますね。そうしますと当然それにかなり入院患者もいると思うんですね。ですからそういう中で今の旭中央病院、毎年患者が減ってますね。減ってる中で、これらの救急患者が減ることによって病院の収益に影響が出てこないのか、概略で結構です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 3点ご質問があったかと思しますので、お答えいたします。

まず1点目の周知、広報の方法でございますが、私ども今回の選定療養費の対象はあくまで多い旭市外の方を対象というふうに考えてございます。しかしながらやはり旭市民の方にもできれば今日でなくてもいいものはぜひ翌日ということも考えていただくということで、市内向けの周知活動、やはり急ぎでない方はということではぜひ周知をしまいたいと思っております。

それと直接ご負担をいただくことになる旭市以外の周知、これがやはり重要ではないかと考えております。これにつきましては現在、特に市町村の広報紙ですね、それぞれ多くの患者さんがいらっしゃってる、広報紙等に掲載する、あるいは市のホームページ、そういった方法を活用してですね、これから私どもとしては8月1日からの施行を予定しておりますので、この中でしっかりと広報をうってまいりたいというふうに考えております。

2点目のどのような県内の状況かということですが、近隣ではですね、成田赤十字病院が同様の制度を導入してございまして、成田赤十字病院は平成21年4月1日から私どもの案と同じく5,250円の料金設定をしております。これによりまして、成田赤十字病院も大変救急が多かったと聞いているんですが、導入前と後でですね、約3割、救急の患者さんが減って効果があったということ聞いてございます。それと、あと県内の状況ですが平成24年4月現在で私どもが調べましたところ、一応、今、届け出てる、この選定療養費をとる病院は県内では13病院というふうに聞いてございます。

それと3点目の入院患者が減っている中で収益面ではどうかということですが、今回のあ

くまで私どもの時間外選定療養費はいわゆるコンビニ受診を抑制していただいて、私どもの旭の本来の使命である救急の方とか重い方、そういった方にしっかりと受診体制がとれるようにしていきたいという趣旨で設定しているものでございますので、特別、収益面で今回考えてということではございませんので、その辺はご理解をいただければと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは議案第10号について、この損害賠償額420万244円ですか、これは市が和解して払うようになっておりますが、この損害賠償額の支払い方法についてどういうふうになっているのかお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） この損害賠償金でございますが、市のほうで加入しております全国市有物件災害共済会、ここが保険の引き受け手になっております。ここから被害者に直接支払われるものでございます。

ですので、市の中での金の収入、それから支出の動きがないというかたちになります。直接払いと。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 直接払うものに対して、なぜ議会の承認ですか、必要なのか。

それともう1点。じゃあ、そういうことであれば、たぶん、ちょっとはずれる点もありますけど、病院もいろいろ医療事故なんかあると思うんですね。そういう中で、病院はじゃあこういう場合の保険はどういうふうな仕組みで払っているのか、その辺お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず直接、保険会社からいくということでございますけれども、ただ市のほうとしては、あくまでも総計予算主義というのが自治法の中で定められております。ですので、実際にはお金の動きはないんですけども、ここの中で収入があったものとみなす、それから支出があったものとみなす、という形で実際に市が損害賠償を支払ったという形をとる、その手続きはしております。これは公金振替という形で実際に実施するんですけども、そういう形が必要になっています。

あと、自治法の96条の関係の和解とそれから損害賠償、これにつきましては、この支払いと別途の議決要件となっておりますので、これは具体的に例えば自賠責で本来直接請求で被害者にお金を払ったとしても、それは議決要件であるという形で規定されておるところでございます。中央病院につきましては、はい。

○議長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは病院の保険の支払方法についてお答えいたします。

病院の場合には、医療事故等が発生した場合には弁護士等も入った中で、相手方等のまた保険会社とのいろいろ話し合いの中で、弁護士を通じて保険会社から直接払うという方法が主でございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、これ一般の保険金の支払いと違って、一たん市に金が入るということですか。入ったうえで払うってことなんですか。それでなければ事務の労力がかかるだけじゃないんですか。それと同時に総計予算っていったら予算それだけふくらむわけですよ。それとまた市はそういう方式をとる、これはその問題はいいですからね。

市はこの議会にかける、しかし病院はかけない、同じ組織の中でね、その問題はいいですよ、その違いはいいですから、ただなぜそういういらぬ労力をかけるのか、その辺をお尋ねします。一般的に市長の100万円以下ですか、市の負担がなければ、あの方式でいいと思うんですが、その辺お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず原則なんですけども、自動車損害賠償責任保険というのが原則あります。今回は傷害の支払いなので上限120万円。その保険に入っているものがその上乘せ、いわゆるこの市有物件に入っているものは上乘せの保険になります。

そこの部分があって、それは具体的に市にお金は入らないんですけども、現金の動きのない取扱いについては、公金振替で処理するというのを、これは自治法上で規定している部分があります。これは具体的に申し上げれば、市の財務規則の中、公金振替ですので財務規則の93条に公金振替という規定がございまして、確かにひと手間かける面倒いららないんじゃないかということはありません。ただあくまでも被害者は債権を持っている、市は債務を負っている、その間に代理として保険会社が入っているという、そういう形だけでございますので、少なくとも現金の動きがなくとも市が支払ったという、その根拠だけは残しておくという形が必要ということで、公金振替については伝票1枚で済みますので、それほど大きな手間がかかっているということではないということです。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第7号、議案第8号直接審議(先議)

○議長(林 俊介) おはかりいたします。議案第7号及び議案第8号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 俊介) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号及び議案第8号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第7号及び議案第8号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第7号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第7号は同意することに決しました。

議案第8号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第8号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（林 俊介） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号の9議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第5号、議案第6号の3議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第10号の2議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、6月19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長（林 俊介） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第2号、請願第3号の2件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配布漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会に請願第2号、請願第3号の2件を付託いたします。

付託いたしました請願は、6月19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第4 常任委員会陳情付託

○議長（林 俊介） 日程第4、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第1号、陳情第2号の2件であります。
配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 配布漏れないものと認めます。

これより常任委員会に陳情を付託いたします。

総務常任委員会は陳情第2号の1件であります。

文教福祉常任委員会は陳情第1号の1件であります。

以上のおり付託いたします。

付託いたしました陳情は、6月19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長(林 俊介) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6月11日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時57分